

令和3年度予算における経済・財政一体改革の 重点課題～社会保障・文教～ 参考資料

2020年11月27日

竹中 森西 俊平
柳 新 浪 宏 明
柳 川 川 剛 史
之

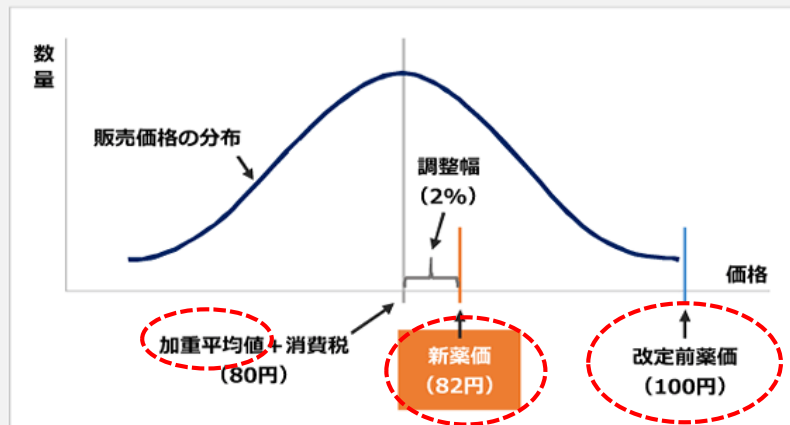
オンライン診療・服薬指導、毎年薬価改定

図表1 対面診療とオンライン診療の診療報酬(管理料)
～対面とオンラインで管理料に大きな差～

主な管理料	対面	オンライン
特定疾患療養管理料	225点	100点
小児科療養指導料	270点	100点
糖尿病透析予防指導管理料	350点	100点
認知症地域包括診療料	1503/1560点	100点
生活習慣病管理料	650～1280点	100点
在宅時医学総合管理料	580～5400点	100点
精神科在宅患者支援管理料	1248～3000点	100点

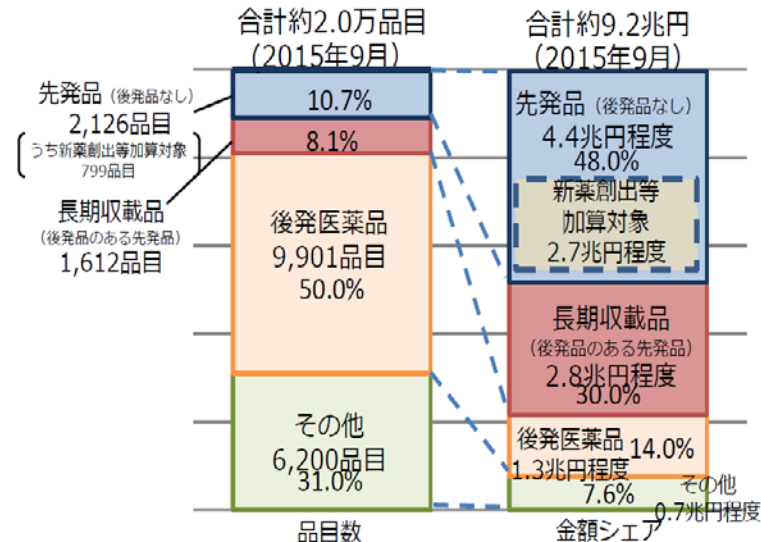
図表2 個別品目の薬価と市場実勢価格、改定後の薬価

市場実勢価格と改定後の薬価



$$\text{新薬価} = \frac{\text{医療機関・薬局への販売価格の加重平均値 (市場実勢価格)}}{\text{加重平均値 (市場実勢価格)}} \times 1 + \text{消費税率} + \frac{\text{調整幅 (改定前薬価の2\%)}}{\text{加重平均値 (市場実勢価格)}}$$

図表3 医療用医薬品の内訳
～品目数で見ると、後発医薬品が約半分を占める～



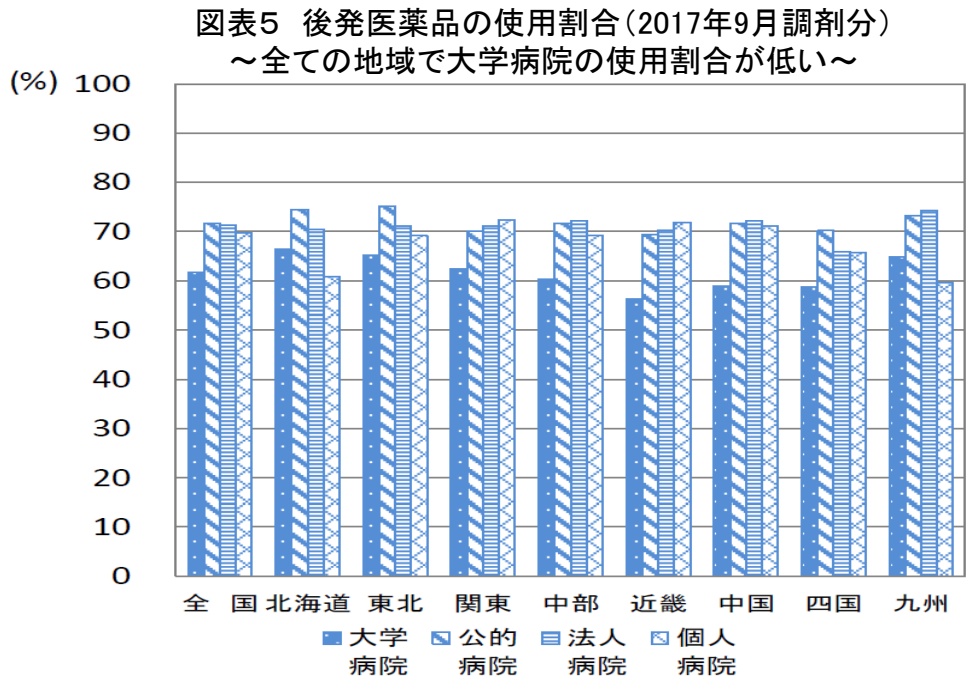
(備考) 財政制度等審議会 財政制度分科会 (2020年10月2日) 資料より抜粋。

図表4 薬価対象品目の範囲例と医療費への影響(試算)

平均乖離率	対象品目数	医療費への影響 (億円程度)
2.0倍以上	約31百品目、全品目の約2割	▲500～800
1.5倍以上	約50百品目、全品目の約3割	▲750～1,100
1.2倍以上	約66百品目、全品目の約4割	▲1,200～1,800
1.0倍以上	約81百品目、全品目の約5割	▲1,900～2,900
0.5倍以上
0.2倍以上
---	約1万6,000品目、全品目	...

(備考) 中央社会保険医療協議会 (2017年12月20日) 資料より作成。
これまでの2年分の価格乖離の1/2～3/4が薬価改定年度に発生するものと仮定して、2015年度の薬価調査実績に基づき試算されたもの。医療費への影響等は平均乖離率1.0倍以上の場合のみ試算されていることに留意が必要。

後発医薬品の使用促進、介護報酬改定



(備考)厚生労働省「都道府県別処方せん発行元医療機関別にみた後発医薬品割合」より抜粋。

図表6 フォーミュラリ(推奨医薬品リスト)
～聖マリアンナ医科大学病院の事例～

薬効群	第一選択薬	第二選択薬	備考	削減効果
...
HMG-CoA還元酵素阻害薬	アトルバスタチン錠(後発品) ピタバスタチン錠(後発品)	プラバスタチン(後発品) クレストール(先発品)	新規導入には後発品を優先する	▼85.3万円
RAS系薬	ACE阻害薬(後発品) ロサルタン(後発品) カンデサルタン(後発品)	ミカルディス、オルメテック、アジルバ(いずれも先発品)	新規導入にはACE阻害薬又は後発品を優先する	▼603.2万円
...

(備考)経済財政諮問会議(2017年10月26日)有識者議員提出資料より抜粋。

図表7 主な介護サービス形態とアウトカム評価
～アウトカムで評価されるサービスは一部にとどまる～

介護サービス形態	アウトカム評価	備考
訪問介護		
訪問リハビリテーション	社会参加支援加算(2015年度～)	リハビリテーションによる社会参加を評価
介護予防訪問リハビリテーション	事業所評価加算(2018年度～)	要支援状態の維持・改善率を評価
通所介護	ADL維持等加算(2018年度～)	ADL(日常生活動作)の維持・改善度合いを評価
通所リハビリテーション	社会参加支援加算(2015年度～)	リハビリテーションによる社会参加を評価
介護予防通所リハビリテーション	事業所評価加算(2006年度～)	要支援状態の維持・改善率を評価
特定施設入居者生活介護		
小規模多機能型居宅介護		
介護老人福祉施設		
介護老人保健施設	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(2012年度～)	在宅復帰を評価
介護療養施設・介護医療院		

(備考)厚生労働省「2018年介護報酬改定について(2018年4月26日月例社会保障研究会提出資料)」により作成。

成長分野への人の移動の促進、格差の是正

図表8 教育訓練給付金等の概要

給付金	費用の支援割合	上限	備考
一般教育訓練給付金	20%	10万円	
特定一般教育訓練給付金	40%	20万円	業務独占資格、ITに係る資格等
専門実践教育給付金	50%	年間40万円	最大3年間支給。正社員雇用された場合、最大で費用の70%（年間上限56万円）を3年間支給

図表9 現役世代を対象とする主な支援措置、セーフティネット

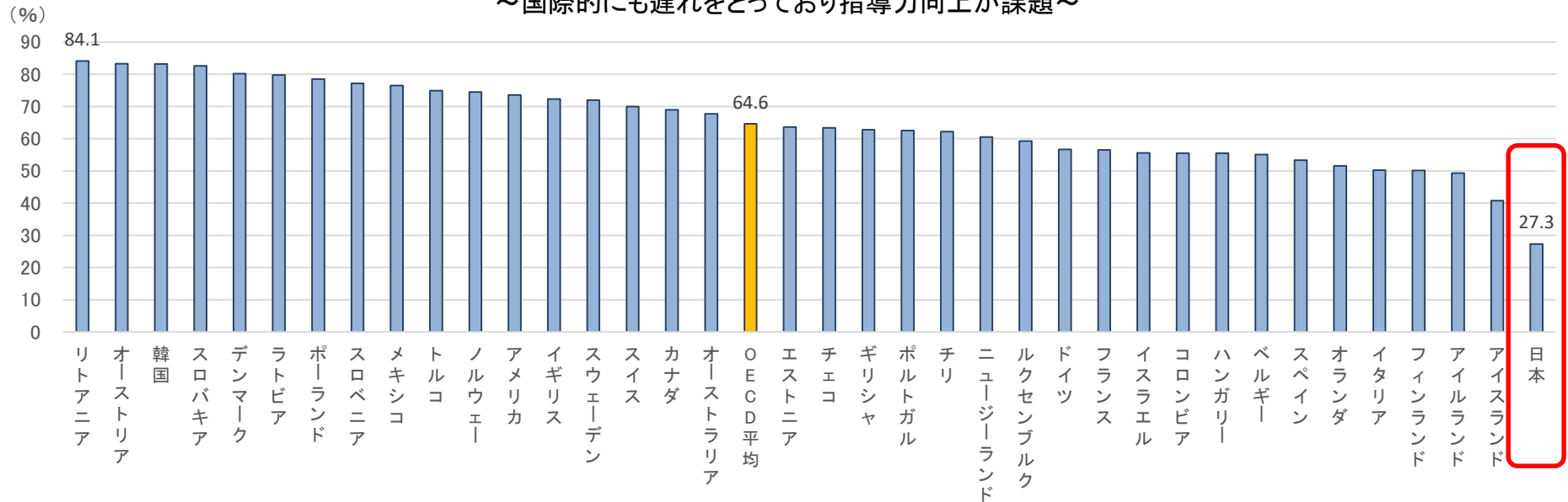
分野	制度	主な対象	詳細
保健・医療	国民健康保険	自営業	自営業者・フリーランス等とその家族、被用者保険が適用されない短時間労働者等
	被用者保険	雇用者	501人以上の企業において、週労働時間20時間以上、年収106万円以上等の労働者は被用者保険を適用（2022年10月に100人超規模、2024年10月に50人超規模の企業まで適用拡大）。
	特定不妊治療費助成制度	所得制限あり	<ul style="list-style-type: none"> 年齢制限：妻の年齢（治療期間の初日）が43歳未満である夫婦 所得制限：730万円（夫婦合算の所得額） 通算助成回数：妻の年齢（治療期間の初日）が40歳未満は通算6回まで、40歳以上は通算3回まで
家族	児童手当	子育て世帯、所得制限あり	3歳未満：月1.5万円、3歳～小学生：月1万（第3子以降1.5万円）、中学生：月1万円 所得制限（扶養親族3人の場合）年収960万円程度限、所得制限を超える世帯には月0.5万円の特例給付。
	児童扶養手当	一人親世帯、所得制限あり	児童1人：1.0～4.3万円、2人目の加算額：0.5～1.0万円、3人以上の児童1人加算額：0.3～0.6万円 所得制限（2人世帯の場合）年収160万円未満、160万円以上365万円未満の場合は、所得に応じて10円きざみで支給停止。
	育児休業給付、介護休業給付	雇用保険対象者	雇用保険の被保険者（週労働時間20時間以上の労働者）
	幼児教育	子育て世帯、所得制限あり	<ul style="list-style-type: none"> 3～5歳の全ての子どもたちの利用料が無料。 0～2歳までの子供たちについては住民税非課税世帯を対象として利用料が無料。
雇用	雇用保険	雇用保険対象者	週労働時間20時間以上の労働者を対象に、失業給付、教育訓練給付等を支給。
	求職者支援制度	雇用保険対象者以外	雇用保険が適用されない方を対象に無料の職業訓練、一定の支給要件を満たす場合には給付金を支給。
その他	生活困窮者自立支援制度	全世帯	自立相談支援等については収入要件はなし。住宅確保給付金については世帯月収が住民税非課税基準額と生活保護に基づく住宅扶助の金額の合計額を超えない世帯等。
	生活保護	全世帯	収入が最低生活費を下回る方

オンライン教育の規制・制度改革

図表10 オンライン教育に関する規制・制度改革
～特例措置の恒久化、速やかな改革が必要～

		現行制度	課題等
地方と都会のデジタル教育格差の是正（小中高校）	教員免許	・社会人を教師として迎え入れるための特別免許状は、有効期限が一律10年。	・マッチングが困難なケースも想定され、有効期限の柔軟化等による <u>社会人の登用拡大</u> が必要。
		・ICTを活用した指導法について、教職課程における必修化、免許状更新講習における選択必修化、校内・校外研修の充実等が進められている。	・「授業にICTを活用して指導する能力」について、「できる」「ややできる」と回答した教員は69.8%（文科省調査）にとどまっており、 <u>教師のICT活用指導力の向上</u> が必要。
	オンライン教育	・「 <u>受信側に教師がいること</u> 」及び「 <u>同時双方向（中継でつながっていること）</u> 」の両方が要件。	・感染症を受けて、こうした要件を満たさないオンライン教育も授業に参加した場合と同様に評価。特例措置を今後も柔軟に適用することが重要。
	デジタル教科書	デジタル教科書は、紙の教科書との併用による代替教材との位置付け、使用は各教科の授業時数の1/2未満。	・ <u>デジタル教科書を正式な教科書として認めた上で、早期に全国整備</u> する必要。
デジタル時代の大学改革	オンラインの活用	・ <u>大学は必要な教員組織、施設等を備えることが原則</u> 。収容定員に応じた教員数や校地、校舎の規模等が定められている。	・オンラインを活用した国内外の大学との単位互換や大学間での柔軟な連携等に制約。
		・オンラインによる <u>修得単位に上限</u> （大学60/124単位）。 ※高校は36/74単位	・感染症拡大により一時的に上限を撤廃。
	内外大学間の連携	・科目を自ら開設する原則の下、大学の <u>単位互換の上限</u> は60/124単位。 ・国際ジョイント・ディグリー（JD）制度の最低習得単位数は、日本の大学で1/2以上、外国の大学で1/4以上、収容定員は母体となる学部・研究科の収容定員の2割まで等の枠組み。	・オンライン活用のための単位互換の柔軟化。複数の大学が教育研究等で連携する枠組み（大学等連携推進法人）における連携開設科目の活用等。 ・ <u>国際JD制度の柔軟化</u> 。
	学部・学科再編	国立大学が学部・学科の再編等を行う際は、運用上、審議会の審査手続き、文部科学大臣の認可が必要。	・デジタル化による経済社会構造の変化等に柔軟に対応できるよう、 <u>学部・学科の再編手続きを簡素化</u> 。

図表11 教員のICT活用指導力の国際比較
～国際的にも遅れをとっており指導力向上が課題～



(注) 校長が自分の学校の教師にはデジタル端末を指導に取り入れるのに必要なテクノロジーと指導のスキルがあると答えている学校に所属する15歳の生徒の割合
(備考) OECD PISA 2018報告書